度重なる米軍人・軍属による飲酒がらみの事件に対する意見書

令和4年11月から令和5年1月までの短期間で、米軍人・軍属による酒気帯び運転、 建造物侵入、窃盗事件が相次いで7件発生した。

特に、酒気帯び運転は重大な不法行為であるとともに一歩間違えば歩行者等を巻き込む 重大な事故につながるものであり、市民・県民の平穏な生活を脅かすものとして、断じて 容認できるものではない。

これまで、事件・事故が発生するたびに、綱紀粛正や教育の徹底等、再三再四抗議し、 強く求めたにもかかわらず状況が変わらないのは遺憾である。

特に軍人だけでなく軍属による事件も発生していることについては、すべての米軍人・ 軍属に対して日本の法令への理解が足りないのではないかと感じざるを得ない。

よって沖縄市議会は、市民の人権、生命、財産を守る立場から、度重なる米軍人・軍属による飲酒がらみの事件に対して厳重に抗議するとともに、今後二度とこのような事件が起こらないよう下記の事項について強く要求する。

記

- 1. 実効性のある再発防止策を講じ、沖縄市議会に対し報告するよう求めること。
- 2. 被害者への謝罪と補償を速やかに行うよう求めること。
- 3. 日米地位協定の抜本的な見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月24日 沖縄市議会

宛先

外務省沖縄担当大使沖縄防衛局長